

「北九州市太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書

この「北九州市太陽光発電設備等共同購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、北九州市（以下「市」という。）と共同で市の区域内において実施する「北九州市太陽光発電設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）の取り組む業務内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 目的

北九州市地球温暖化対策実行計画に掲げる目標を達成するため、太陽光発電設備等の購入希望者（以下「購入希望者」という。）を募り、一括して発注することにより、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図ることを目的とする。

2 協定期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、工事完了が本協定の有効期間以降となる場合は、協定期間も工事完了まで延長することとする。また、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1箇月前までに甲及び乙の一方から書面による協定終了の申出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とする。

3 事業の概要

(1) 事業の概要と役割

本事業は、支援事業者が市内の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業であり、効果的な広告宣伝のために市は、市が有する広報媒体（ホームページ、市政だより、地域回覧板等）、学校との協業等を通じて本事業に関する広報等の支援を行う。

(2) 事業の流れ

- ① 支援事業者は、市が有する広報媒体を使う地域、学校との協業等を行う地域を中心に広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。
- ② 支援事業者は購入希望者数等を集約し、事前に設定した要件に基づき選定入札資格を付与した事業者を設置予想戸数等の情報提供を行う。
- ③ 支援事業者は選定入札資格を付与した事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した事業者を工事施工事業者として決定する。
- ④ 支援事業者は購入希望者に対し、支援事業者より選定された工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）が提示した設置金額等を示し、太陽光発電設備等の

購入意思の確認を行う。購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）は
相対契約で施工事業者と契約を結び、太陽光発電設備等を設置する。

(3) 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和4年4～5月頃
施工事業者の決定	令和4年6～7月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和4年8月下旬～9月上旬頃
購入希望者の募集終了	令和4年8月下旬～9月上旬頃

4 支援事業者が行う業務内容

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ・ 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- ・ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業（太陽光発電設備等の発注から納品までの一連の事業）に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ・ 施工事業者及び購入希望者からの問い合わせや苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「カスタマーサポートセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。
- ・ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認する業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。
- ・ 実施体制について、統括責任者、各業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を市へ提出すること（任意様式）。

(2) 事業計画等の策定

- ・ 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。
- ・ 事業計画を策定すること。
- ・ 事業実施スケジュール表を作成すること。
- ・ 固定価格買取制度において令和4年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。
- ・ 広告の開始から工事完了までの1回の募集スケジュールについて記載すること。
- ・ 資源エネルギー庁の審査等やむを得ない理由により、期限までに工事完了が困難な場合は、工事完了予定時期を市へ報告の上、購入者へ説明を行うこと。

(3) 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等のプラン作成

- ・ プラン作成については、「住宅用太陽光発電設備」と「蓄電池設備」の組み合わせを自由（住宅用太陽光発電設備が既設の場合は、蓄電池設備単体での設置も可）

にできるよう作成すること。なお、V2Hについては、入札の対象とせず、オプションとして設定できるものとする。また、その他オプションについては市と協議する。なお、オプションを設定する場合は、市場価格より安価に設定し、オプションのみの提供は行わないこととする。

- ・ 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。
- ・ 価格低減が図られるよう、また購入希望者が選択しやすくするため、極力シンプルなプラン及び構成とすること。
- ・ 太陽光発電設備の設置場所・容量については住宅や中小規模の建築物の屋根上を原則とし、10kW 未満とすること。
- ・ 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提出し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。なお、概算見積書の提出の際は、購入希望者が一般的な料金プランと比較して、容易に判断できるよう配慮すること。
(例：平均的な家の大きさでの太陽光発電設備等の設置に係る購入価格例の提示や、資源エネルギー庁による太陽光発電設備等の平均価格と購入価格例との比較の提示など)
- ・ 購入希望者が個別の見積書作成を希望した場合、その時に初めて購入希望者の全情報を施工事業者へ提供できるものとし、施工事業者は現地調査を行い、購入希望者へ個別の見積書を提出すること。
- ・ 個別の見積書提出に当たり、契約内容等について、施工事業者は十分に情報提供を行い、購入希望者へ最終的な購入意思の確認をすること。
- ・ 購入者と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるように必要なサポートを行うこと。
- ・ プランについては、協定締結後、市と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝

- ・ 広告宣伝計画を策定し効果的な広告宣伝を行うこととし、広告宣伝対象として戸建て住宅所有者を中心に行うこと。
- ・ 広報スケジュール表の作成を行うこと。
- ・ 広告内容については市と協議して定めるものとする。また、広告に市の名称等を用いる場合は、必ずその都度、市の了解を得ること。
- ・ 市が有する広報媒体を使う地域、学校との協業等を行う地域を中心に地域情報誌、新聞折込及びDM等により広告を行うこと。配布方法は、各戸配布や対象者の集まる施設を中心に配布すること。
- ・ SNS やオンライン広告等を利用した広告宣伝を実施すること。
- ・ 市が実施する広報依頼において協力すること。
- ・ 広告宣伝の内容については、市と協議して定めるものとする。また、チラシ等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。

- ・ 市が有する広告媒体を活用する場合においては、広報用の資料等を提供し、募集広告を掲載すること。なお、デザインに係る経費は支援事業者負担とする。
- ・ マスコミ等の取材申込みがあった場合は、原則として市へ事前に了解を得ること。
- ・ 購入希望者の募集期間中に購入希望者向け説明会を実施すること。また、施工事業者決定後、再度、説明会を実施すること。なお、説明会は、休日の午後等、市民が参加しやすい日時とすること。オンラインセミナー等、状況に応じた方法を採用すること。

(5) ホームページの構築及び運営

- ・ 本事業に係る WEB サイトの構築 (PC 及びスマートフォンに対応したもの)、運用、メンテナンスを行うこと。
- ・ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。
- ・ Web サイトの構築及び運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- ・ Web サイトに北九州市脱炭素ポータルサイトへのリンクを作成すること。
- ・ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。(市の許可を得た場合を除く)
- ・ 構築した Web サイトにおいて、北九州市脱炭素ポータルサイトの広報を合わせて行うこと、広報内容においては、市と協議の上、決定すること。
- ・ Web サイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとしアクセス状況について市へ報告すること。
- ・ 総合サイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、北九州市ホームページ作成ガイドラインを順守 (別添「北九州市ホームページ作成ガイドライン」参照) すること。

(6) ライセンス契約及び著作権

ア ライセンス契約

- ・ システムの稼動に必要なソフトウェアのライセンス (使用許諾) の取得は、全て支援事業者の責任と負担において行うこと。なお、使用許諾に期限 (月ごとのライセンス等) がある場合は、協定期間の満了日まで有効なライセンスを取得すること。
- ・ 全てのライセンス契約について、必要な権利の登録作業を行うこと。

イ 著作権

(ア) 第三者が権利を有する著作物

Web サイトに第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、市が特に使用を指示した場合を除き、支援事業者の責任と負担において、使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。

(イ) 第三者との紛争処理

協定に基づく作業及び Web サイトに関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、支援事業者の責任と負担において一切を処理すること。

(ウ) 市の使用

市は本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規程する権利）については、原則、著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ その他の情報セキュリティ対策

打合せ等の際に、市に提供するデータや記録媒体については、必ずウイルスチェックを行うこと。その他、情報セキュリティの確保については、市の指示に従うこと。

(7) 施工事業者の公募及び選定

- ・ 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を入札により選定するため、施工事業者の入札選定基準（以下「選定基準」という。）を作成することとし、特に入札方法については、中立性・透明性を保つように制度設計すること。
- ・ 選定基準を満たした事業者により公募を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- ・ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし、
- ・ 電力会社に対する接続契約申請、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請等の必要な手続きに係る費用を含むこと。
- ・ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。
 - ア 市内事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。
 - イ 支援事業者は、施工事業者として入札に参加はできないものとする。
 - ウ 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。
 - エ 契約履行能力があること。
 - オ 建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。
 - カ 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること（生産物賠償責任保険等）。
 - キ 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）。
 - ク 北九州市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - ケ 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関に紹介できること。

- コ 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。
 - ・ 入札結果については、速やかに市へ報告し、公表すること。
 - ・ 支援事業者は施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
 - ア 施工事業者が選考基準を満たしている事業者という旨
 - イ 契約当事者について
 - ウ 委託内容について
 - エ 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - オ 工事完了期限について
 - カ 個人情報保護について
 - キ 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
 - ク 善管注意義務について
 - ケ 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること
 - コ 裁判管轄について
 - サ 関係法令の遵守について
 - シ 支援事業者と施工事業者間の責任の区分を明確に明示すること
 - ・ 施工事業者より、北九州市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書を受領すること。
 - ・ 選定された施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明（通常時・停電時）、保守点検及び廃棄に関する説明を行うこと。
 - ・ 支援事業者の責めに帰すべき事由により発生する損害については支援事業者が、施工事業者の責めに帰すべき事由により発生する損害については施工事業者が、それぞれすべての責任を負うものとする。
 - ・ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。
 - ・ 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、支援事業者が適切に対処し解決するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。
 - ・ 苦情やトラブル等については、作成した記録を付して、速やかに市へ報告すること。
 - ・ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。
- ※太陽光発電設備等の設置に関する契約は購入者と施工事業者の相対契約となる

ため、購入者と支援事業者間に契約関係は生じない。

(8) 太陽光発電設備等の施工検査

- ・ 支援事業者は施工事業者が業務の実施に当たって、適切な業務責任者を選任するよう監督すること。
- ・ 支援事業者は、太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、必要に応じて指導及び是正指示を行うこと。
- ・ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。
- ・ 第三者機関においては、次の要件によること。
 - ア 太陽光発電設備について点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池設備においても知識を有すること。
 - イ 施工事業者と利害関係にないこと。
 - ウ 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(9) 問合せ対応

- ・ 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてカスタマーサポートセンターの設置及び運用を行うこと。
- ・ 問合せ及び苦情については全てカスタマーサポートセンターで対応すること。苦情については、対応した日時、場所、内容等を記録し、市及び施工事業者へ報告すること。
- ・ カスタマーサポートセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
- ・ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- ・ 市に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
- ・ 市に対して問合せ及び苦情があった場合は、速やかにカスタマーサポートセンターが対応を引き継ぐこと。
- ・ 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録して、市へ報告すること。
- ・ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

(10) 事業効果及び購入希望者の推移予測

- ・ 本事業による市内における太陽光発電設備等の導入件数及び購入希望者の推移予測を算定すること。

(11) アンケート調査

- ・ 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行う

- こと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。
- ・ アンケート内容については、市と協議の上、決定すること。
 - ・ アンケートの分析結果は、市に個人を特定できない形で共有すること。

(12) リスク管理

本事業の実施に伴い支援事業者の責めに帰すべき事由により発生するリスクについては支援事業者が、施工事業者の責めに帰すべき事由により発生するリスクについては施工事業者が、それぞれすべての責任を負うものとし、このリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

また、本事業の実施に際し、支援事業者の責めに帰すべき事由により市、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(13) 実施報告書の提出等

- ・ 支援事業者は、以下のものについて、協定満了日までに市に提出するものとする。
 - ア 実績報告書（事業の実施状況、収支状況、広報計画の実績等）
 - イ チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
 - ウ アンケート等の集計結果
 - エ 市が本事業の点検にあたり提出を求める資料

5 本事業の経費

本事業に要する経費は、太陽光発電設備等の施工事業者から得る、契約件数や契約内容に応じた手数料や自己資金等を充てること。

6 本事業の収益

支援事業者の収益は施工事業者から得る契約件数や契約内容に応じた手数料とする。なお、手数料の金額は施工事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

7 その他

- ・ 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに市へ報告し、市と支援事業者が協議した上で決定する。
- ・ 支援事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- ・ 事業成果物に係る全ての著作権は、市に帰属するものとする。
- ・ 事業成果物に含まれる支援事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作物は、個々の著作者に帰属するものとする。
- ・ 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

- ・ 市から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。
- ・ 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- ・ 支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。
 - ア 支援事業者は、市を代理する権限を有するものでないこと。
 - イ 市が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
- ・ その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、市と協議した上で業務を進めること。